

令和8年1月23日

松阪市議会議長
濱口 高志 様

建設水道委員会
委員長 橘 大介

令和8年1月14日・15日・16日に委員会視察を実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 視察参加者 松阪市議会 建設水道委員会

(委員長) 橘 大介

(副委員長) 森 遥香 ・ 松本 一孝 ・ 田中 正浩 ・ 濱口 高志 ・ 久松 倫生

2. 視察先及び視察事項

(1) 宮崎県日向市

●日向市駅前の再開発について

(2) 大分県大分市

●景観計画について

(3) 岡山県岡山

●流域治水対策について

3. 研究内容

別紙のとおり

〔1日目：宮崎県日向市〕



日向市議会 議場

I. 宮崎県日向市

視察日 令和8年1月14日（水）13：30～15：00

調査事項 日向市駅前の再開発について

1. 日向市の概要

(1)人口 約 55,898 人

(2)面積 約 336.90 km²

2. 対応者

日向市 中心市街地活性化推進室

街なか整備係 兼 街なか活性化係 岡本 氏

3. 視察目的

本視察は、中心市街地活性化及び駅前再整備事業の取組について、先進事例を学び、今後の本市施策に活かすことを目的として実施した。

4. 視察概要

① 中心市街地の課題と再整備の経緯

日向市の中心市街地は、鉄道駅を核として形成され、市役所や商業施設がコンパクトに集積していた。しかし、昭和 50 年代以降の車社会の進展や郊外大型店の進出により、いわゆる「シャッター街化」が進行した。

こうした課題を背景に、平成 11 年頃から中心市街地再生への機運が高まり、駅舎整備を含む再整備事業が進められ、現在の駅舎は完成から約 20 年を迎えている。

② 事業の特徴

日向市駅周辺では、以下の 4 つの事業を同時並行で実施した点が大きな特徴である。

1. 連続立体交差事業（県事業）
2. 土地区画整理事業
3. 商業集積事業（民間主体）
4. 交流拠点施設整備事業（広場・ステージ等）

これらを一体的に進めることで、駅前広場・商業・公共空間が連携したまちづくりが実現されている。

③ 都市デザインと官民連携

日向市では、「都市デザイン会議」という一つのテーブルを設け、駅舎・広場・周辺建物について、管理主体が異なっても共通のデザインコードを採用している。

これにより、JR 施設、市有地、民間施設が一体感のある空間として整備され、長期間を要した事業でありながら、統一感のある駅前景観が形成されている。

④ 地元木材を活用した駅舎整備

日向市は林業が盛んな地域であり、宮崎県は 34 年連続で丸太生産量日本一を誇る。その強みを活かし、駅舎には地元産の杉材が積極的に使用されている。

特に、これまで主役になりにくかった中小径材や間伐材を、集成材として構造部材に活用することで、技術力の発信と地産地消を両立している。

設計は内藤廣氏が手がけ、木材の力学特性を活かした大断面集成材のキャノピー（屋根）が、駅の象徴的なデザインとなっている。

⑤ 交流空間としての駅前広場

駅前広場は、365日の日常利用を重視した設計となっており、学生の居場所や市民の憩いの場として機能している。

ステージは常設ではなく、必要に応じて仮設対応とすることで、普段は見通しの良い明るい空間を確保している。

また、イベント利用については中心市街地の賑わい創出を目的とし、使用料の減免措置が講じられている。

⑥ 管理運営と課題

駅前広場や駐車場は、観光協会等が運営を担い、市と連携した管理体制が構築されている。一方で、夜間利用や治安面への配慮として、隣接管理者による見守りや高架下空間の活用方法など、継続的な対応が行われている。

5. 所感

本視察を通じ、日向市における中心市街地活性化および駅前再整備事業は、非常に示唆に富む取組であると感じた。まさに「百聞は一見にしかず」であり、現地での説明と事例を通じて理解が深まった。

本事業の主な特徴は、以下のとおりである。第一に、県事業である連続立体交差事業である。第二に、土地区画整理事業である。第三に、民間主体による商業集積事業である。第四に、広場やステージ等を整備する交流拠点施設整備事業である。これらの事業を、国・県・市・鉄道会社の四者が連携して一体的に進めている点が、本事業の大きな特徴であり、成功の要因であると考えられる。総事業費は約300億円に及び、事業規模の大きさも特筆すべき点である。

一方、松阪市における過去の駅西再開発事業は、当時の事業費が約30億円であり、市単独事業として実施された。全国的に見ても、鉄道会社との連携は非常に難しいとされている。特に松阪駅は、近鉄およびJRの二社が乗り入れており、両社間の調整は容易ではない。今後、松阪市において駅周辺整備を検討するにあたっては、日向市の事例を参考に、関係機関との連携体制の構築が事業推進の鍵になると考える。

〔2日目：大分県大分市〕



大分市役所

Ⅱ. 大分県大分市

視察日 令和8年1月15日（木）13：15～15：15

調査事項 「景観計画」について

1. 大分市の概要

中核市(県庁所在地)

(1)人口 約 470,000 人

(2)面積 約 502km²

2. 対応者

大分市都市計画部まちなみ企画課 景観推進担当班

グループリーダー 久松 氏

同 技師 川上 氏

3. 視察目的

大分市における景観計画の取組について先進事例を調査し、今後の本市の施策検討の参考とするため視察を実施した。

4. 視察概要

■主な内容と経過

前提となる大分市の概要（立地・都市構造）について松阪市と比較した説明があった。

大分市は県庁所在地の中核都市として県下の行政機能が集積していること、広域的な都市機能をもつことなど松阪市とは違った条件があること、また景観をとらえる場合、大分市は中心部が戦災を受けたことから、歴史的景観の重点地域を中心とする松阪の景「景観計画」と違いがあることが示された。

その上で大分市の「景観計画」の内容の説明があった。

まず景観とは？ということから大分市としての景観と定義が示された。

景観とは、景観法でも学術的にも「景観」の明確な定義はない。大分市景観計画では「景観」の定義を次のように行ったとのことであった。

「景観」とは、「自然・地形」「歴史や文化の営み」「現在の産業や生活の営み」の総体として、人の目に映るものとされている。

以下質問項目に沿った説明を整理する。

① 景観地区について

上記のような考え方をふまえて大分市の景観特性として(1)海と山に囲まれた雄大で豊かな自然景観(2)大分の歴史・文化の営みを感じる景観(3)大分の産業や生活の土地利用による景観の3つに分けられて設定され施策がすすめられている。(3)の具体例の一つに臨海工業地帯の夜景なども挙げられている。

・景観地域の設定

地域の特性に応じた景観形成として全市域を11の景観エリア区分に設定され、それぞれに則した建物の景観形成基準(実施基準・配慮基準・努力基準)が設定されている。

例として、外壁最戸の基準設定が指定エリアによって変えられていることなどがある。

・「重点地区」と「重要地区」

具体的な景観形成では「都市計画マスタープラン」において「緑あふれる広域都心の形成」が謳われ県都、東九州の重要拠点にふさわしい、商業・業務都心を形成されることが期待される「中心市街地」と湾岸交流拠点にふさわしい各種機能を配置し、中心市街地と連携した広域都心を形成する「西部海岸地区」が「重点地区」となっている。「重点地区」とは「重点的に景観形成に向けた取り組みを行う、景観上重要かつ象徴的代表的な地区」とされる。

また、「市内の他にはない特徴的な景観特性を持つ景観形成上重要な地区」として「重要地区」が「佐賀関港・佐賀関漁港周辺地区」など4か所が指定されている。

そのなかで「景観形成重点地区」のおおいた都心地区の詳細な説明があり、大分駅の北口エリア、南口エリアを高架化を生かした「いこいの道」や上野の森周辺エリアでの住民参加の環境整備の実践などシンボリックな自然景観の形成として成果が確認された。

大きな看板の問題や住民参加の実際など質疑でもリアルなやり取りとなった。

歴史的環境では国指定史跡の大友館地域では発掘調査と今後の都市形成の課題があり道半ばとされたことが印象に残った。

② 景観計画による届け出制度について

届け出対象範囲と手続きの方途が具体的に説明されたが、計画地周辺の景観に配慮した景観形成説明書を添付する「事前協議書」の提出が必要とされこの事前協議が役割を担っているとのことであった。

事業実践の過程で重要だと認識した。

届け出対象には風力発電、太陽光発電施設が記載されている。

③ 景観計画の改定手続き等

主な経過について

大分市は H16・12 中核市となると同時に景観行政団体となる。

H19・3 景観計画・景観条例交付、実施は H19・7

H19・4 ガイドラインの策定

H20・7 景観地区指定(大分城址公園周辺地区)

H23・3 同 (西大分港周辺地区) H24・3 一部変更

その後 H21・4 色彩基準の追加 H22・9 街路樹管理追加

R2・6 景観計画、景観条例の改定

改訂点は、「景観区域・行為制限」の範囲から

特性による景観エリアごとの基準

重点地区・重要地区・特徴景観地区

景観重要建造物・樹木

景観重要公共施設

屋外広告物に関する基本方針 など

地域固有の景観特性を考慮した良好な景観の保全や進展がはかられる内容

「景観」の意義づけ、風力・太陽光の届け出規模の設定、届け出前の事前協議の制度化などが主な内容

・景観計画の検討体制

大分市景観形成庁内検討委員会 H18

関係部長6名 幹事会(関係課長)19名 作業部会(関係課員3名)

景観審議会 15名 常務委員会6名 H30年設置

・検討時の流れ

素案(庁内会議⇒常務委員会⇒景観審議会)

素案までに2回⇒地元説明会・パブリックコメント

パブリックコメント後 庁内会議⇒景観審議会 案作成 ⇒都市計画審議会⇒
景観審議会 ⇒ 公表

公表時の景観振議会は頻繁に開かれるが通常は年2回程度。会議の開催は課題
とのこと。

景観行政の担当部署は、松阪市は建設部都市計画課景観係となっているが、大分
市では計画部まちなみ企画課景観推進担当班へ発展したとのことであった。

5. 所感

「景観計画」というと松阪市の場合歴史的景観が出発点であり、重点地域の設
定もその経過から行われてきた。そのことは松阪市のもつ都市の特徴であり多
くの文化遺産や町並み保存とともに生かすべきものである。大分市の場合は戦
災によって中心部の歴史的町並みなどがなくなっていることから「景観計画」の
見方が違ってくることがよくわかった。「景観とは何か」から出発して市域全体
を多様な景観地域に分けてそれぞれの特徴を生かす手法はまちづくりとして学
べるものではないかと思われる。

「景観計画」が改訂されていくにしたがって内容が進化していると受け止めら
れる。新たな課題への対応からルールが発展があると思われるが、その際に審議
過程で示されているように景観審議会等の開催と機能など課題であることは共
通の認識になったと思う。

「景観計画」というと問題点や課題、損壊などの規制に重点があるかのよう
にとらえがちだが創造という取り組みがあるべきで大分市の実践は認識の発展に
寄与されるものであった。

余談ながら、文化財保護や歴史的風致の保存については、松阪市の文化財のレ
ベルが高いことや大分市では大友氏館の発掘など道半ばとされる事業もあって
それをみると、松阪の到達のさらなる発展が求められると実感した。

歴史文化、景観が総合的に推進される体制づくりと政策作りの専門機関の重
要性を認識した。

〔3日目：岡山県岡山市〕



岡山市役所

Ⅲ. 岡山県岡山市

視察日 令和8年1月16日（金）13：30～15：00

調査事項 流域治水対策について

1. 岡山市の概要

(1) 人口 約709,840人

(2) 面積 789.95 km²

2. 対応者

議会局：政策調査課 課長 高木氏

説明者：

下水道河川計画課課長補佐 橋本氏

河川防災室長 岡村氏

計画係主任 河内氏

3. 視察目的

岡山市における治水対策および下水道行政の取り組みについて先進事例を調査し、本市における今後の施策検討の参考とするため視察を実施した。

4. 視察概要

岡山市担当部局より、治水対策および関連施策の説明を受けた後、質疑応答を行った。

■岡山市の治水課題および条例制定の経緯

(1) 岡山市を取り巻く治水課題の状況

岡山市は平坦な地形が広がり、市街地の多くが低地に位置していることから、集中豪雨時には内水氾濫による浸水被害が発生しやすい地理的特性を有している。また、市街化の進展に伴う雨水浸透機能の低下や、農業排水と都市排水が混在する水系構造などが、治水対策を複雑化させている。これらの課題に対応するため、ハード整備とソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策が求められている。

(2) 平成30年7月豪雨の気象概況と被害状況

平成30年7月豪雨では、長時間にわたる記録的な降雨により、岡山市内の各地で道路冠水や住宅浸水などの被害が発生した。この豪雨は、市民生活および都市機能に大きな影響を与え、既存の排水能力や防災体制の課題を浮き彫りにする契機となった。これを受け、岡山市では浸水対策の強化と地域全体での防災意識の向上が重要な政策課題として位置付けられることとなった。

(3) 岡山市浸水対策の推進に関する条例の制定

上記の課題および豪雨災害の経験を踏まえ、岡山市は「岡山市浸水対策の推進に関する条例」を制定した。本条例は、市・事業者・市民がそれぞれの役割を担いながら連携して浸水対策を進めることを目的とし、雨水貯留施設の整備促進や防災意識の向上を図る枠組みを定めたものである。行政主導の対策に加え、市民参加型の取り組みを制度的に位置付けた点が特徴であり、総合的な浸水対策推進の基盤となっている。

5. 事前質問

① 条例制定の背景と合意形成プロセスについて

平成29年に「岡山市浸水対策の推進に関する条例」を制定されていますが、制定に至るまでに、議会、市民、事業者それぞれと、どのような課題認識の共有および合意形成を行われたのでしょうか。

(回答)

下水道担当局内で条例作成のチームを立ち上げ、学識者・建築士会・市民代表がメンバーの協議会を年に5回程度行った。また、週一回局内で進捗共有を行った。

② 「30年後の姿」を描くことの意義と実効性

ハード・ソフト対策を段階的に進めるにあたり、「おおむね30年後の姿」をイメ

一貫し目標を設定されていますが、長期目標を掲げることで、施策推進にどのような効果がありましたか。

(回答)

将来的な下水道施設の在り方を明確にし、短期・中期・長期の区分を設けることにより、目標に向けてのスケジュール管理がしやすくなる。

③ ハード対策とソフト対策の優先順位の考え方

財源や時間の制約がある中で、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を進めておられますが、どのような考え方で優先順位を整理されていますか。

(回答)

ハード対策は完成まで効果が見えないし、道路をふさいで工事をするに苦情も出る。特段優先順位は決めていなかったが、歩みを止めず継続することが大切。

④ 市・市民・事業者の役割分担と「当事者意識」の醸成

条例では、市・市民・事業者が目標を共有し取り組むことが位置づけられていますが、それぞれにどのような役割を期待し、実際に「自分ごと」として行動してもらうため、どのような工夫をされていますか。

(回答)

浸水対策への理解が深まらないと工事への苦情が多くなる。子どもたちへの出前講座や申し出のあった公民館への出前講座も行っている。事業者へ協力を仰ぐ際には、「地域の一員となるため、地域に愛されるお店となって欲しい」と伝えている。

⑤ 他自治体（中核市・地方都市）への展開可能性

岡山市の浸水対策および流域治水の取り組みについて、他の自治体が導入する場合、特に重要だと考えるポイントは何でしょうか。

※人口規模や財政規模が異なる自治体でも応用可能な部分について、どのように考えられるでしょうか。

(回答)

ハード対策は時間とお金、タイミングも重要。条例を設置することは効果が高いと考える。条例制定には人員がかなり必要となるため、横断的に他の部署との共同が不可欠。

6. 質疑応答

(1) 部局連携について

(質問)

多様な部局との連携とのことだが、特に有効と思われる部局との連携は何か。具

体的に防災担当課との連携はどうか。

(回答)

出前講座の実施時に防災の話を取り入れ、防災担当課と同行して現地に出向いている。

(2) 雨水貯留タンクおよび止水板助成制度

(質問)

雨水貯留タンクと止水板設置助成の申請状況はどうか。

(回答)

貯留タンク：平成 29 年度～昨年度まで 44 件、制度開始以来累計約 400 件

止水板：平成 31 年度～昨年度まで 8 件（企業店舗の設置含む）、累計約 40 件

(3) 浦安 2 区完成イベント

(質問)

浦安 2 区完成イベントには約 3,000 人が来場し、楽しみながら学ぶことを目的として以下の内容を実施したとのことだが、治水に関するイベントに大勢の来場者を動員するためにどんな工夫を行ったか。

(回答)

シールドマシンの見学や高所作業車への体験乗車、子ども向けキャラクターショーを行うなどし、楽しい「下水道イベント」とした。

(4) 土嚢配布の実績

(回答)

これまでに土嚢約 41 万袋を配布し、浸水の恐れがある地域の約 2 万世帯を対象としている。

(5) 下水道担当課が治水対策を担うのは一般的なのか

(回答)

従来は下水と河川で担当が分かれていたが、国の機構再編により一体的な管理となった。岡山市は大規模河川が少なく、農業排水が中心であるため、下水道による治水アプローチを採用している。

(補足)

県と市の管轄の違いにより、事業が円滑に進まない場合がある。

(6) 貯留タンク・止水板設置助成は他自治体にも広がっているか

(回答)

岡山市が最初ではないが、周辺自治体でも実施している。他自治体からの問い合わせは毎年約 3 件ある。ハード整備には時間を要するため、まずはソフト対策を進める必要があり、人員配置も重要である。

(7) 用水路やため池の浚渫土の処分方法は

(回答)

莫大な量ではないため通常工事と同様に処理し、リサイクル可能なものは再利用する。市の財産区が保有する場所について協議のうえ処分するのが一般的である。本来は県が安全な排水確保の責任を負い、処分場所の確保も必要となる。

(8) 学校への貯留タンク設置について

(回答)

既存校で地下貯留槽を新設した例はないが、新築の場合は条例に基づき設置している。ただし多額の費用がかかるため、小規模工事の場合は緑地設置などの低減措置が認められている。

(9) 水位調整のため手動で水門を閉めるのは誰か

(回答)

地元の水利組合役員に協力を依頼している。排水操作が不要となった場合、地域から苦情が出ることもあるが、市から依頼している。

(10) 田んぼダムを設置した場合、交付金はあるか。また、大雨時に市が稼働をアナウンスするのか

(回答)

市が強制するものではなく、市民の自主的な活動に委ねている。

(11) 赤色区間（完了 3.7km）の工事費は

(回答)

約 73 億円（平成 30 年度～令和 6 年度末、7 年間）。

(12) 青色区間（2.4km）の事業費は

(回答)

概算約 68 億円。令和 14 年度完成目標。

※国と市が 2 分の 1 ずつ負担。

(13) 「土嚢を配布しているが活用は一部」とはどういう意味か

(回答)

都市部の町内会は保管場所がないため申請が少ない。岡山市はもともと浸水被害が少ない地域であり、町内会ごとに意識の差がある。

7. 所感

今回の視察を通じ、岡山市の浸水対策は単なる施設整備にとどまらず、「市・市民・事業者が役割を共有する仕組みづくり」を条例として明確に位置付けている点に大きな特徴があると感じた。特に、30 年という長期的な将来像を掲げ、ハード整備とソフト対策を並行して進める姿勢は、短期的成果に偏りがちな行政運営において重要な視点である。

また、子どもへの出前講座や地域イベントを通じた啓発活動は、防災を「行政の仕事」から「地域全体の責任」へと転換させる取り組みであり、住民の当事者

意識を高める実践例として大変参考になった。インフラ整備と同時に理解促進を進めることが、結果として事業推進の円滑化につながるという考え方は、本市においても積極的に取り入れるべきである。

今後、本市においても気候変動に伴う豪雨リスクの増大が懸念される中、治水対策は行政単独で完結するものではなく、地域全体で共有すべき課題である。本視察で得た知見を踏まえ、条例の活用、部局横断連携、市民参加型の防災意識醸成を含めた総合的な浸水対策の検討を進めていく必要があると強く認識した。